

中川事務所新聞

第 1 0 3 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【建設業許可業者数】

国土交通省の発表によると、H24年3月末の全国許可業者数は483,639業者で、前年比15,167業者(3.0%)の減少となりました。業種別に見ると、

増加率上位3業種

- 1.熱絶縁工事業 5.1%
- 2.ガラス工事業 3.6%
- 3.防水工事業 3.3%

減少率上位3業種

- 1.清掃施設工事業 4.1%
- 2.建築工事業 3.9%
- 3.造園工事業 3.8%

以上のとおりで、業者数のピー

クであるH11年の600,980業者と比べると約2割減少しています。

業界内での淘汰が急速に進んでいるわけですが、他人事で済ませることなくその要因を分析することは、他業界にとっても参考になる点が多いと思われます。

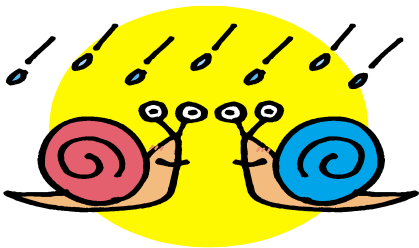
【自動車保険の弁護士費用特約の利用が低調】

交通事故の被害に遭った際などに弁護士費用を保険で賄える同特約ですが、加入者が1430万件にまで増えているものの、利用者はわずか0.05%に止まっています。中には特約を付保しておきながらその存在に気づいてない人も大勢いるようです。

面倒なことになった場合、金銭面のみならず肉体的にも精神的にも多大な負担を被るので、利用できる制度は有効に活用して賢く切り抜けましょう。

【6月の事務予定】

- ・6月決算法人期末実地棚卸
- ・3月決算建設業決算変更届
- ・4月決算法人確定申告&納税
- ・10月決算法人中間申告&納税
- ・労働保険の年度更新と納付
- ・健保・厚年の報酬月額変更の確認(4~6月分給与)
- ・梅雨入り



知ってお得！？法律雑学

Q. 遊園地のアトラクションに並んでいたら、割り込まれて順番が後ろにずれました。このような行儀の悪い輩は何とかなりませんか？

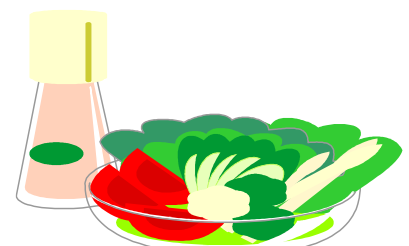
A. 軽犯罪法1条13号には、何かを待って並んでいる人たちの列に割り込んだり、列を乱してはならないと規定されており、割り込みは単に行儀

が悪いということだけではなく犯罪です。犯罪であるからには罰も用意されていて、「拘留又は科料」となっています(同法1条)。

拘留とは、1日以上30日未満、犯罪者を拘留場に放り込んでおくこと。科料とは、千円以上一万円未満のお金を取り上げることです(罰金より

は軽い)。

割り込まれて頭にきたら、「軽犯罪法違反だ!」といって警察に突き出すのも一つの方法です!??。



経営談義

【今後の負担増一覧】

消費増税が現在国会で問題
になっているところですが、
既に決定されている広い意味
での増税は次のとおりです。
(カッコ内は西暦年)

協会けんぽ保険料率
9.5%(11)

10.04%(12)

13年以降も上昇の可能性

介護保険料率

1.51%(11)

1.55%(12)

13年以降も上昇の可能性



厚生年金保険料率

16.41%(11)

16.77%(12)

17.12%(13)

17.47%(14)

17.83%(15)

18.18%(16)

18.3%(17~)

消費税(未確定)

5%(現在)

8%(14)

10%(15)

所得税

中学生以下の扶養控除の廃止・
特定扶養控除などの縮小
(11~)

復興特別所得税+2.1%(13~)

給与所得控除の上限引き下げ
(13~)

最高税率45%へ引き上げ
(15~)

住民税

中学生以下の扶養控除の廃止・
特定扶養控除などの縮小

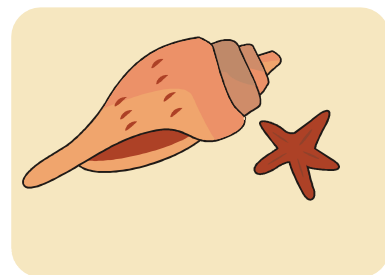
(12~)

均等割の1000円引き上げ

(14~)

給与所得控除の上限引き下げ
(14~)

会社としての対応策を考
えた場合、利益率を上げる(原
価・経費率を下げる)か会社
の仕組みを根本的に変えるし
かありません。無為無策で撃
沈することの無いよう、経営
問題として真剣に考えましょ
う。



ここのところ異常な
天気が多いですね。ス
クーター乗車中に加古
川で突然の大雨に遭い、
そのまま姫路まで走り
切ったら今度はヒヨウ
が降ってきました。夏
場にかけてこれに電気
の問題が加わりそうで
す。心の準備はしてお
きたいものです。

五月はソフトボール
をする機会が四回あり
ました。不思議なこと
に回数とともに打球に
対する恐怖感が薄れ、
昔の感覚が戻ってきた
した。だからといって
上手に捕球できるかと
いえば、それは別問題
になります。

あじわ

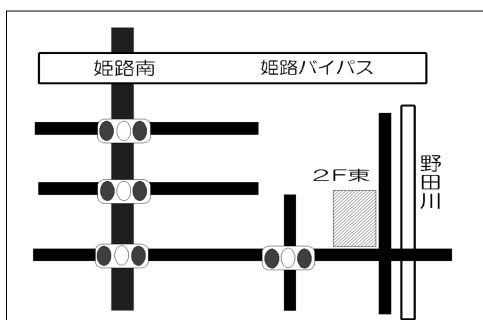
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務(問題が起こる前の対策)
- ・ 戦略会計(経営に役立つ会計)
- ・ マネジメント(経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp